

医療法人光陽会
訪問看護ステーション
介護予防訪問看護ステーション
とべ和合苑

運営規程

第1章 趣旨

(趣旨)

第1条 医療法人光陽会が開設する指定訪問看護ステーションとべ和合苑（以下「ステーション」という。）が行う訪問看護・介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年10月23日条例第62号）及び愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年10月23日条例第63号）に基づき、必要な事項を定める。

第2章 事業の目的及び運営方針

(事業の目的)

第2条 ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、要介護又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が（介護予防）訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な（介護予防）訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が維持できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 訪問看護ステーションとべ和合苑
- 二 所在地 伊予郡砥部町北川毛1412番地3

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする

- 一 管理者：1名（看護師兼務）
 - ・管理者は、ステーションの従業者の管理及び（介護予防）訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 看護師・作業療法士・理学療法士：看護師3名(内1名は管理者兼務)
作業療法士または理学療法士1名以上
 - ・看護師・作業療法士は、（介護予防）訪問看護計画及び（介護予防）訪問看護報告書を作成し、（介護予防）訪問看護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 日曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(介護予防) 訪問看護の内容

第7条 指定(介護予防)訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 一 病状・障害の観察
- 二 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 三 食事及び排泄等日常生活の世話
- 四 褥創の予防・処置
- 五 リハビリテーション
- 六 ターミナルケア
- 七 痴呆症患者の看護
- 八 療養生活や介護方法の指導
- 九 カテーテル等の管理
- 十 その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第8条 (介護予防)訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該(介護予防)訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

(※厚生大臣が定める基準(=介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示すること)

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う(介護予防)訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超えた地点から次の額を徴収する。

- ① 5kmまで無料
- ② 5kmより、1kmを超えるごとに実費50円を追加徴収する。

3 死後の処置料は、5,000円とする。

4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、砥部町、松山市(旧北条市及び島しょ部除く)、伊予市、東温市、松前町、久万高原町(旧久万町)の地域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 看護師等は、(介護予防)訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第11条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を年2回以上実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 訪問看護ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後3ヶ月以内

二 継続研修 年1回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

平成14年3月1日改訂

平成18年4月1日改訂

平成18年10月1日改訂

平成20年4月1日改訂

平成22年4月1日改訂

平成24年4月1日改訂

平成25年4月1日改訂（員数変更）

平成26年4月1日改訂（員数変更）

平成27年4月1日改訂（介護予防運営規定を統合）

平成28年7月1日改訂（員数変更）

平成29年1月18日改訂（員数変更）

平成30年1月16日改訂（員数変更）

平成31年4月1日改訂（第8条 利用料等）

令和3年4月1日改訂（第11条 虐待防止に関する事項）

令和4年4月1日改訂（員数変更）

令和5年4月1日改訂（員数変更）

令和6年4月1日改訂（員数変更）